

平成 28 年第 1 回定例会 環境農政常任委員会

平成 28 年 3 月 4 日

西村委員

まず、当初予算主要事業で微小粒子状物質 PM2.5 等の大気汚染対策とありまして、その中には ORVR 車普及啓発事業費が計上されております。本年の 1 月 25 日にガソリンベーパーを考えるシンポジウムが情報文化センターで開催されました。私も参加をさせていただきました。このシンポジウムに参加をしたことでガソリンベーパー対策の必要性を改めて認識させていただいたところですが、このガソリンベーパー対策について何点か伺ってまいりたいと思います。

まず、今回のシンポジウムの概要について御確認をさせていただきます。

大気水質課長

委員にも御参加いただきましたガソリンベーパーのシンポジウムですが、去る 1 月 25 日に情報文化センターの情文ホールで開催いたしまして、112 名の参加をいただいております。このシンポジウムは 2 部構成としておりまして、第 1 部は知事の挨拶に続きまして、この問題を研究している独立行政法人交通安全環境研究所の主席研究員から、日米欧におけるガソリンベーパー対策の現状をテーマに講演いただきました。また、第 2 部では、コーディネーターとして自動車評論家の館内氏をお迎えし、中央環境審議会自動車排出ガス専門委員会の臨時委員となっている学識者の方や消費者代表等によるパネルディスカッションを行いました。このパネルディスカッションは、ORVR 車って何をテーマにガソリンベーパー対策や ORVR 車のメリット、デメリットについて意見交換を行いました。

西村委員

シンポジウムでは、ガソリンベーパー対策として、自動車側の対策である ORVR 車、それとともにガソリンスタンド側の対策である回収装置について、映像を使ってとても分かりやすく説明をしていただきました。特に私の印象としては大気水質課長の説明が一番分かりやすかったと思っております。

もう 1 点だけ、余談になりますが、皆さん紹介するときにとっても格好いい写真なのに、大気水質課長だけが身分証明書の写真をそのままお映しになったので、ああいうのもちょっと、シンポジウムをやる上ではイメージとしてまた写真を撮り直していただいてもいいと思いながら見させていただいたんですが、そういった話はさておきまして、分かりやすい解説だったと思います。

その中で、本県がガソリンベーパー対策として ORVR 車を進めている理由について改めて確認をさせていただきます。

大気水質課長

ガソリンベーパー対策には、自動車側の対策とガソリンスタンド側の対策がございますが、本県が自動車側の対策を選択した理由は、自動車側の対策の方が給油時だけでなく走行時、駐車時といったあらゆる場面でガソリンベーパーを回収できること、また回収したガソリンベーパーを車の燃料として再利用できること、この二つを挙げております。ガソリンスタンド側の対策に比べ自動車側の対策はこのガソリンベーパーをあらゆる場面で回収するメリットがある

ことから、本県はガソリンペーパー対策としてORVR車を推進しているといった理由でございます。

西村委員

また、シンポジウムの中では、様々な場面でORVR車の方が回収できると同時に、やはりこれ以上ガソリンスタンドの経営者の方々に経済的な負担を強いてこういった施設を造ることはいかなものかという御意見が委員からも出ていたと記憶をしております。確かに経済的なことで判断をしますと、ガソリンスタンドは、これまでも様々な規制が強化されてきた中で、はっきり言って経営ができなくなって数が少なくなってきているという現状がありますので、そういった現状を見た上でもORVR車は、たしか1万円ちょっとの負担であろうと言われておりました。そちらの方がより現実的と私も考えながら拝見をさせていただいておりました。このシンポジウム参加者に対してアンケート用紙を配っていらっしやったと思いますが、参加者の方々からはどんな感想あるいは意見等が寄せられたのかお教えを頂けますでしょうか。

大気水質課長

シンポジウムには、自動車関連企業や石油関連企業などの事業者の方、また個人で申し込まれた方、その他に他の自治体など合計112名の方に御参加をいただきました。そのシンポジウムでアンケートに協力を併せてお願いいたしまして、興味を持ったことは何か、今後ORVR車の早期法制度化に向けた取組として神奈川県としてどのような施策を進めることが効果的だと思いますかといったことについて、感想、意見を求めています。

その結果、87名の方から御回答を頂きました。アンケート結果では、関心のある項目としまして、日米欧における対策の現状、また国の動向、神奈川県や九都県市の取組といった項目を挙げるが多かったようです。また、具体的な意見としては、財政的な支援が必要とか、科学的な根拠がもっと必要だとか、そういった意見がある一方で、まだこの問題は認知されていないので、こうしたシンポジウムなどを通じて引き続き情報発信してもらいたいといった御意見を頂いております。

西村委員

今、シンポジウムのアンケートの内容を伺ったんですが、その前に自動車関連の方々あるいは石油関連の事業者の方々も参加をしていたということがありました。実はその点がとても気になっていまして、あのときに前の席に座っていらっしやった方々の中にはそういった方々が入っていなかった。でも、実際に御負担を強いられるのは自動車業界の方であったり、石油業界の方であったりと思います。それが同じ場所でシンポジウムに参加できない背景もいろいろあると思います。1社だけ自動車メーカーが参加したところで、皆さんが同時に動き出さなければこの問題は解決しないわけですから、そういった周りとの足並みであったり、調整であったりということもあるでしょうが、少なくともこういう情報を共有していただきたいと思っていましたものですから、会場内には実は自動車関連事業者の方、そして石油関連事業者の方が御参加ということで一つほっとしたところでございます。まず多くの方々にこの意識の啓発をし、多くの方々にこの知識というか、情報を共有していただきたいという思いを感

じます。

次に、ORVR車の普及のためには、国による法改正等の対応が必要であるとのことでしたけれども、具体的にどういった部分で法改正が必要になってくるのでしょうか。

大気水質課長

法改正の中身につきましては、自動車対策の方向性が決まれば詳細が明らかになってくるものと思われませんが、今、把握している範囲では、例えば道路運送車両法で自動車の構造装置について安全確保や環境保全上の技術基準が定められておりますが、この部分の改正が必要となってくると思われまして、例えばこの保安基準の技術基準の中に、自動車を保管しているときのガソリンベーパーの排出試験の項目がございまして、これをクリアすることが必要になってまいります。現在は約24時間放置してどのくらい排出されるのか測定することが定められていますが、この24時間というのが現在国内車に装着されているガソリンベーパーの回収装置でカバーできる時間ということになります。これがORVR車を導入するということになりますと、この回収できる時間をもっと増やしまして48時間ないしは72時間に変更していく必要があります。こういったところが法改正で議論になる部分だと考えております。

西村委員

そうした法改正について今後の見通しはどうなっていますか。

大気水質課長

昨年3月に公表されました中央環境審議会の大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会の中間取りまとめの中で、その委員会では、国に対してガソリンベーパー対策の速やかな検討を求めています。これを受け、現在、別の委員会ではありますが、自動車排出ガス専門委員会というところで、自動車側の対策だけではなくてガソリンスタンド側の対策も含め、その費用対効果や実行可能性などを検討している最中と伺っております。したがって、まだ今後の方向性は見えていないのが実態でございます。この中央環境審議会の検討を経て対策の方向性が示された上で法改正に向けた動きが出てくるものと考えておりますので、引き続き、私どもとしては国からの情報収集にしっかり努めてまいりたいと考えております。

西村委員

ガソリンベーパー対策については、神奈川県がリーダーシップを取って首都圏の九都県市とも連携をしてPR活動を行っていること承知しております。現在の取組状況について改めて確認をさせていただきます。

大気水質課長

九都県市首脳会議の自治体とは一昨年11月に、本県の提案により連名で国に対しORVR車の早期義務付けを要請したところです。それ以降、九都県市の自治体と連携してPR活動を行っています。具体的には、九都県市首脳会議として普及啓発品やポスターを作成し、ORVR車について周知を図っているほか、最近のところでは、2月29日から1週間、今もやっているんですが、九都県市で作成した啓発ビデオを用いて首都圏のJRの電車内で広くPRを行っているところでございます。また、ガソリンベーパーについて分かりやすく解説

した環境学習用ビデオを作成しまして、間もなく公共機関や各種イベント等で使っていけるという状況でございます。

西村委員

要望を申し上げたいと思います。

シンポジウムでパネリストのお一人が、ガソリンペーパーあるいはORVR車という言葉は初めて聞いたとおっしゃっていました。その方は、もちろんパネリストですから、持続可能な社会をつくるためにずっと活動している。実はこの環境問題に関心を持っている方ですらORVR車ということをご存じなかった。私も確かにこちらの委員会でこうやって取り上げていただかなかつたら、ORVRあるいはガソリンペーパーという言葉は知らなかったと思います。

また、世界の中で我が国の取組が遅れていること、それも何十年という単位で遅れていることを、このシンポジウムで初めて知りました。シンポジウムの成果を活用して、今後もORVR車の早期法制度化に向けて、九都県市とも連携をした情報発信や国への働き掛けに取り組んでいただきたいと思ひますし、特に若い世代の方々に意識啓発を展開していただきますようお願いをしてこの質問を終わります。

次に、資料の13ページ、神奈川県を特色を生かした農林水産業の展開の平成28年度の主な事業の中に、新規事業として薬膳料理用農産物実証栽培事業が記載をされておりますが、この事業に関連して何点か伺ってまいりたいと思ひます。

本事業の目的と事業内容について確認させてください。

農業振興課長

事業の目的ですが、今後需要が見込まれる薬膳料理の材料となる農産物を選び、その農産物の選定地域での栽培等を確立するとともに農業者の方に生産していただき、地元の料理店などで供給することで、県西地域での利用の取組を推進することが目的の一つでございます。

事業の内容についてですが、県西地域活性化プロジェクトでの検討結果を踏まえ、現地で生産拡大に取り組み、薬膳料理の材料となる農産物の選定などを関係者で検討するとともに、検討の結果、選定された薬膳料理の材料となる農産物について、県西地域の農業者の方の協力を得て現地の畑で試験ほ場を設置して、農業者に見ていただくための実証栽培等を行う予定でございます。

また、平塚にあります農業技術センターの研究ほ場で、栽培方法などがまだ十分でなく、現地に出すには足りていないという農作物について研究栽培を行う予定でございます。

西村委員

薬膳料理の材料となる農作物とはどういった農作物を指しているのでしょうか。

農業振興課長

薬膳料理の材料についてはいろいろな種類の農産物が使われておりまして、いわゆる漢方薬のような農産物から通常の野菜類まで幅広く利用されております。

なお、本事業では農作物等、いわゆる生薬、漢方薬の材料という形で出荷す

るのではなく、生鮮野菜のような格好、形態で出荷を考えております。

西村委員

試験栽培を行う農作物としてはどういった品目を考えていらっしゃいますか。

農業振興課長

県西地域活性化プロジェクトでは、ヤマイモ、トウガン、ミカンをテーマ食材として薬膳料理のレシピコンテストを今年度開催しておりまして、そのコンテストで選ばれた薬膳料理のレシピで材料になった農産物などを参考にテーマ食材、今挙げたヤマイモ、トウガンなども含めて候補となる農産物を現在、農業技術センターで選定しているところでございます。農業技術センターで選定した中から今後の利用の見込みとか、あと県西地域での栽培の適合性、適応性などを含め生産者の方とか農業団体などの関係者と検討していただき、最終的に現地で試験栽培をすることを決める予定で、まだはっきりとした品目までは選定されておりません。

西村委員

県西地域活性化プロジェクトでも薬用植物等利活用に関する事業に取り組んでいると思うんですけども、それとの関係性はどうなっているのでしょうか。

農業振興課長

県西地域活性化プロジェクトでは、薬用植物等利活用促進プロジェクトが行われておりまして、平成27年度の事業としては、先ほど言いました薬膳料理レシピコンテストを実施しておりまして、また、そのレシピコンテストの結果に基づいて、薬膳料理のレシピ集の作成も予定されております。また、県西地域活性化プロジェクトでは、東洋医学に基づき健康に配慮した料理を提供する施設を未病いやしの里、里の宿・レストランとして認定することになっております。そのようなことでございますので、試験栽培をする品目の選定に薬膳料理のレシピを参考にするなど、県西地域活性化プロジェクトと連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

西村委員

前回の定例会のときに機能性食品について伺ったと思うんです。そのときに伺った内容についてはミカンが挙がっておりました。機能性食品は結構難しいという答弁であったと記憶をしていますが、薬膳という言葉は問題がある言葉ではないんですか。引っ掛かるようなところはないんですか。

農業振興課長

薬膳料理ということで紹介する場合には問題ないと思うんですが、ただ、そのときにこういう効果がありますとストレートに言ってしまうと、若干問題になる場合もあるかと思えます。

西村委員

本来は何にいいんだとか、こういう効能がありそうだという情報を県民の皆さんは求めていらっしゃるんですけども、そこでいろいろな規制があって、そのことをストレートに言えないという何かジレンマのようなものを感じるんです。それは工夫をしていただいて、より分かりやすいというか、実感として県民の皆様はこの薬膳の効果を実感できるような周知の方法もともに考えていただかなければいけないと思えます。

現地で実証栽培をした品目は、販売ができる見込みはあるのでしょうか。

農業振興課長

実証栽培する農産物は生鮮の野菜という格好で販売可能なものを選ぶものでございますので、県西地域にある大型直売センター等での販売は見込めると思っております。そのときに今、委員のお話があった効果に当たっては、例えば県西地域活性化プロジェクトで作ったレシピ集と一緒にうまく使うことでPRできればと思っております。

また、先ほど申し上げました里の宿・レストランが現在、今後増加するということが予定されておりますので、そちらで使っていただくことで、販売できる見込みはあると考えております。

西村委員

県西地域活性化プロジェクトと連携をして、地域で提供される薬膳料理の材料として地元で生産された農作物を供給できるようにすることは、地産地消の推進の一つの方法として有効であると思います。

しかしながら、一方で、品目によっては利用される量も限定される場合もあることから、現地への導入に当たってはその点に十分に注意しながら取り組んでいただきたいと思っております。県西地域が薬膳料理の材料を供給する産地になるように頑張ってもらいたいと思うんですが、とても微妙な判断を迫られるところもあると思います。薬膳とうたうと、ある程度希少価値があった方が体に良いイメージがある。かといって、安定した需要がなければ、仕事として成立をしない。こういった矛盾点も抱えてくるかと思っておりますので、しっかりとバランスを取りながら推し進めていただきたいと要望するのが一つと、それから、先ほどヤマイモとありました。知事がいたる所で発言をされ、ヤマイモも大変神奈川県として定着をした、健康に良い食品の一つと思っておりますが、たしか伊勢原でムカゴ、ヤマイモの小さな実と言っていいんでしょうか、ムカゴを栽培されていて、それをKASTが栄養研究をして、阿部プロジェクトで検証されておりました。こうやって研究が進められているものもどンドン取り入れながら、例えばこういう効能がありますと書いたら法に触れるんであったら、こういう栄養成分が出ていますというのであれば問題はないわけですから、そういうこれまで研究で集められてきたいろいろなデータの集積をさせて反映していただけたらと思っております。今後の展開に期待をさせていただきます。

次に、農林水産業の担い手確保に向けた質問をさせていただきます。

当初予算重点項目、神奈川の特徴を生かした農林水産業の展開の中には意欲ある若手農業者の育成確保と挙げられております。これは、本県は言うに及ばず日本各地、この若手の確保、担い手の確保は大変大きな問題だと思うんですが、そんな中でいわば農業王国と言われる宮崎県の新聞記事が一つ出ておまして、宮崎県では、県が就農を目指す方を対象に農業法人でのお試し就農の事業を開始したことが報道されておりました。本県では、農林水産業の担い手の確保に向け研修の実施、就業相談など幾つかの支援を行っておりますけれども、就業前に必要な長期間の研修にまで踏み込めない方も多いのではないかと思います。

そこで、農林水産業に興味のある方が気軽に参加ができる取組について農業、林業、水産業についてそれぞれ伺ってまいりたいと思います。

まず農業では、かながわ農業アカデミーで就農のための研修が行われていると承知しておりますけれども、興味のある方が受講できる短期間の講座はあるのでしょうか。

担い手支援課長

かながわ農業アカデミーは、一般県民の方を対象に農業に関心があり、将来県内で就農することを検討しており、農業は未経験で知識や技術がない方を対象に農業の魅力と現状を理解、体験していただくための研修といたしまして、平成25年度からですが、新規就農者育成研修・農業体験コースを実施しております。研修につきましては合計3日の日程ですが、年3回行っております。内容につきましては、神奈川県農業の概要や就農するために必要な準備の講義、あるいはほ場での実際の種まき、収穫、調整などの野菜の栽培の体験、草刈り機と小型の耕うん機の実習を行っております。

西村委員

体験研修の受講者はどのような方が希望していらっしゃるのか、あるいは応募状況を併せて伺います。

担い手支援課長

応募される方ですが、会社員の方、自営業の方、主婦の方あるいは定年後の方など様々でございます。応募状況ですが、各回定員15名ということで行っておりますが、平成26年度につきましては、第1回が36名、第2回14名、第3回36名、計86名の方の応募がございまして、受講者48名という状況です。平成27年度につきましては、第1回25名、第2回18名、第3回29名、合計72名の応募がございまして、受講者44名、2年間のこの合計6回の平均の倍率につきましては1.7倍という状況でございます。

西村委員

今、伺って年3回のうち2回目がともに少ないのは何か理由がありますか。

担い手支援課長

1回目と3回目につきましては土曜日コースということで全て土曜日にやっております、2回目は平日ということでやはり少な目という状況でございます。

西村委員

応募がこの土曜日コースとなるととても多い。今後増やすことは可能なのでしょうか。

担い手支援課長

現場の実習とか農作業の安全確保の面での人員の割り振り等もございまして、今後需要を見ながらではございますが、農協などでは農業塾、あるいは市町村でも似たような取組もございまして、どうしてもという方にはそちらを御紹介しながら、また次回応募ということで対応している面もございまして、今後検討していきたいと考えております。

西村委員

今、正におっしゃったように、市町村であるとか、あるいはJAであるとか、

こういったところと連携を取りながら、せっかく興味を持っていただいた方が一度は体験をしていただけたらという現場をつくっていただけたらと思います。

体験研修受講後に本格的な就農研修を目指すようになった方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

担い手支援課長

平成 25 年度でございますが、農業アカデミーの一般研修受講後ですが、技術専修科に 3 名入校しております。また、平成 26 年度につきましては、生産技術科に 1 名、技術専修科に 2 名、合計 3 名が入校している状況がございます。

西村委員

この数字を多いと取るのか、少ないと取るのか。興味は持っているけれども、やはり実際に踏み出そうとなると、これだけの壁があると実感をして拝聴しておりました。

次に、林業について伺いたいと思います。

林業では、かながわ森林塾があると承知をしております。森林塾においては、意欲のある担い手の発掘につながる取組があるのか伺いたいと思います。

森林再生課長

かながわ森林塾では、林業分野に新たに就業したいと考えている方々を対象とした新規就業者研修を実施しております。新規就業者研修は、森林体験コースと、あと演習林コースの二つのコースを設定しておりますが、気軽に参加できる研修といたしましては、このうち森林体験コースが該当するものと考えております。

この研修に応募される方は、やはり森林や林業に興味があるとか、あるいは自然の中で働きたいと考えておられる方が大半なんです。その一方で、林業における労働災害は全産業の中で最も発生頻度が高くて全産業平均の 13 倍、2 番目に多いとされる炭鉱などの鉱業と比べましても 2 倍と非常に過酷な業種と見ております。

そこで、この体験コースでは、10 日間の日程で地域林業に関する基礎的な知識の習得と併せ、実際の現場で間伐などの作業を体験していただいて、林業の分野で働いていくことができるのかということをしつかり見極めてもらうことを目的に実施しております。

なお、演習林コースですが、森林体験コースを受講した後、本格的に就職したいという方を対象に 80 日間の研修を実施しております。

西村委員

体験コースは何日間とおっしゃいましたか。

森林再生課長

10 日間の日程でございます。

西村委員

体験コースにはこれまでどのくらいの方が受講されたのでしょうか。また、コースを修了した方のうちどのくらいの方が本格的な次の研修を受講されたのか教えてください。

森林再生課長

平成 21 年度から平成 26 年度までの森林体験コースの受講者数ですが、200 名

の募集に対し 277 名の応募があり、実際に受講された方は 188 名でした。このうち本格的な演習林コースを受講された方は 113 名となっております。

なお、演習林実習コースへの応募者の定員 120 名に対して 136 名いらっしまったんですが、いろいろ選考の結果、今の 113 名となっているものでございます。

西村委員

その研修を受講された後に正式に就労された方は分かりますか。

森林再生課長

実習コースが済んだ 113 名のうち最後まで研修を終わらせた方が 103 名いらっしまいます。そのうち就職希望をされた方が 88 名ございまして、最終的な就職に就いた方は 64 名となっております。

西村委員

どんどん数は少なくなってくるけれども、先ほど森林再生課長が御説明をくださった大変危険度が高いとか、こういったことをいろいろ考えた上で、この 10 日間の研修の入り口から着実に仕事に就かれている方が育っているという気がいたします。

ただし、危険度が高いという理由があるから、10 日間の研修の人員をこれ以上増やすのは厳しいと認識していいんですか。

森林再生課長

やはり現場で受け入れられる人数は、危険を考えた場合には限界があるというのが 1 点でございます。

それとあと森林塾では、将来の担い手として今後、森林整備に必要な作業量からどれくらいの人数が必要かというのをある程度見定めた中で、年間 10 名の若返りと 5 名の新規事業、合わせて 15 名の確保を目的としていまして、これまでも年平均 17 名の方が研修修了後、従事者として開始していますので、これ以上拡大することは今のところ考えていないのが実態でございます。

西村委員

ただ、中には年齢的に仕事に就かなかつたとか、いろいろな方がいらっしやると思いますが、この取組で就労された人が生まれるという一つの財産と、例えば森林がお好きで来ていらっしやるのでしょから、森林植樹のボランティアであるとか、こういったものの意識啓発にもつなげていくということができればと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

最後に水産業ですが、漁業では就労する前に試しに漁業を行う取組はあるんでしょうか。

水産課長

漁業は、漁船を使用して生計を営んでおります。また、漁船には操業中、網やロープ、それから各種の漁業機械が装備されておりまして、基礎的な安全に関する知識を持っていないと非常に危険が伴います。そのため漁業におきましては、漁業を見学したり、漁業者の作業を若干手伝ったりする体験漁業の取組はこれまでも行ってまいりましたけれども、実際の漁業を試みて、お試的に従事する取組は、本県では行っておりません。

ただし、新規に就業を希望される方が定置網漁業者などの下に行きまして、

実際に漁業へ就業、就職する前に何度か従事者として体験というか、試しに漁業に若干携わってみるということは県下でも行われていると聞いております。

西村委員

県では、今年度から、漁業就業支援事業として就業までの支援を行っている
と承知をしております。県の就業支援の後に、漁業者として自立するには実際の
漁業現場での技術習得などが必要になると思いますが、こういった取組がある
のでしょうか。

水産課長

漁業経験が全くない、漁業外から就労を希望される方に対しましては、円滑
に漁業に就業できる国の支援制度がございます。この事業は独立して漁業を営
むことを希望される方、従事者として漁業者の下で雇用されることを希望され
る方に対して一定の期間、漁業現場で漁業操業に関する研修を受けられるもの
でございます。研修を受け入れる漁業者に対して国から講師料などについて助
成が行われております。また、研修生につきましては、研修中であっても実際
に漁業活動の労働として働く場合もございますので、その場合には賃金が支払
われております。

研修期間につきましては、漁業者に雇用されて漁業への就業を目指す方は最
長1年間、それから自ら研修後独立することを希望される方の場合には最長3
年間となっております。それで、研修後は独立した漁業者又は従事者として漁
業へ就業することとなっております。

西村委員

これまでその国の支援制度ですか、取組を利用した実績は何人ぐらいいらっ
しゃるのでしょうか。

水産課長

この国の支援制度は平成21年度から始まりまして、今年度までの受講者数は
49名となっております。このうち3名の方が残念ながら研修の途中で中止され
ておりまして、38名の方が研修を修了して実際に漁業に着業しております。残
り8名の方が現在研修中でございます。研修中の人を含めまして36名の方が雇
用型を受講しておりまして、10名の方が独立型を受講しております。

研修先の漁業種類としましては、本県で盛んな定置網漁業、それから相模湾
で盛んなシラス船びき網などを研修先として選ぶことが多いとなっております。

西村委員

この研修先、受け入れてくださる方々の確保は十分なのでしょうか。

水産課長

国の事業ということで予算の関係がございまして、大体本県で受け入れられ
る人数は、予算上七、八名程度ということになっております。したがって、
現状では、研修先については不足しているということはございません。

西村委員

七、八名程度という、いわば上限があるということなんですけれども、これ
で本県における漁業の維持という意味では十分なのでしょうか。

水産課長

本県の漁業就業者数は現在2,200名を少し超えるくらいになっておりまして、

目標としましては、2,000名を今後も維持していこうということです。その場合に大体四十数名程度、毎年新規に入ってきていただく必要がある。そのうちの3分の2程度は漁業外から入ってこられることを期待しているところでございます。そうしますと、30名程度は毎年漁業外から入っていただく必要がありますので、正直なところ、7名という数字では足りないということになっております。

漁業者の方からもこの制度を活用したいという声がございますので、国には予算の拡充について要望してまいりたいと考えております。

西村委員

国に要望するとともにまた県で独自に対策ができないか御検討いただきたいと思っております。

農業、林業、漁業それぞれの就業までの道のりは異なりますけれども、興味のある方が気軽に体験できる取組、進路や職業選択の一助となるもので担い手の確保・育成につながるものについて、今、やり取りをさせていただいて改めて実感をいたしました。

また、それぞれその仕事に就かなくても、例えば農業でお試しをされた方が市民農園で様々に楽しんでいただくということもあるでしょうし、林業に就けなかったという方もボランティアで植樹など活躍をしていただけることもあるかと思っております。また、漁業については若干それとは違う、より専門的な船を操るということになってくるかとは思いますが、まだまだ拡充をしていかななくてはならないのだと認識をさせていただきました。県として、国や市町村、関係団体とも連携して積極的にこの担い手の確保を進めていただきますよう要望いたしましてこの質問を終わります。

続いては、生物多様性の視点と土地利用調整について伺わせていただきたいと思っております。

かながわ生物多様性計画案について報告をいただきました。県内においては、県民、団体、企業、行政などが連携をして丹沢大山の自然再生や小網代の森の取組が行われていると承知をしております。

しかしながら、今ある自然をより良くしていくことも必要でありますけれども、開発に当たって開発のニーズと自然環境を保全していく必要性との調整をいかに図るかということが重要であると考えております。今回、この質問をしようと思った背景に、第72回神奈川県国土利用計画審議会が開催されました。私も委員として参加をさせていただきました。この中で、こちらはいわば国土利用のいろいろな規制を緩和してほしいという市町村の御意見と、それから、自然を守っていくという立場でやはり何かしらのチェックが必要なのではないかという御意見を拝聴している中で、果たしてこの環境農政常任委員会での生物の多様性の視点からどのような考え方を進めていったらいいのか。どのような姿勢で進めていったらいいのかと疑問に思いまして、本日質問として挙げさせていただきます。生物多様性計画を策定することを機に、生物多様性の保全の観点から開発などに対してどのように臨んでいくのかということを伺ってまいりたいと思っております。

生き物の生息、生育地である緑地などを開発から守る手法として、よく地域

制緑地という文言を聞きますが、どのような制度なのか確認をさせていただきます。
自然環境保全課長

地域制緑地でございますけれども、公園法に基づきまして一定の土地の区域を指定しまして、その土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図る制度を総称して地域制緑地と言っております。中には許可要件が厳しく、開発行為がほとんど行えない制度もございますし、中には届出によりまして開発が可能な制度など様々なものがございます。また、区域を指定するという面につきましても、国にあるもの、県にあるもの、市町村にあるものなど様々でございます。

西村委員

地域制緑地は県内でどのぐらいの面積を指定しているのでしょうか。

自然環境保全課長

先ほど委員からもお話がありましたかながわ生物多様性計画案におきまして地域制緑地の指定面積を基準として設定してございます。この計画案で指標として設定しております地域制緑地ですけれども、自然公園、保安林、自然環境保全地域、歴史的風土特別保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地の8の制度を設定してございます。

平成26年度設けた指定面積でございますけれども、面積が大きい順に例を申し上げますと、自然公園が約5万5,000ヘクタール、保安林が約5万1,000ヘクタール、風致地区が1万5,000ヘクタールなどとなってございまして、8制度による指定面積の合計は約14万ヘクタールとなっております。

ただ、この数字は単純に合計した数字でございまして、二つ以上の制度に重複して指定されている区域もございまして、県土面積全体で約24万ヘクタールでございますけれども、それに対する割合は算出していない状況でございます。

西村委員

地域制緑地の指定を受けていない緑地については、開発の抑制はできないのでしょうか。

自然環境保全課長

開発を行うときには、その区域の方の土地利用の規制ですとか、どのような施設を設置しようとしているのか、そういった施設に対する規制などに適合する必要がございまして、それぞれの法令に基づき判断されることとなります。そういった適用される法令の中には、環境への配慮を求める場合もございます。例えば森林法や工場立地法では、一定規模の緑地を確保することなどが基本になってございます。また、本県独自の制度といたしまして、市街化調整区域等におきまして一定規模以上の開発行為をしようとするときには、各法令の許認可に先立ちまして、土地利用調整条例に基づき知事との協議を要するという制度がございまして、この協議の中で環境配慮を求めていくことをやっております。

西村委員

今、正におっしゃった森林法の中で、またこの国土利用計画審議会の中でも出てきた話でして、これは私の意見ではなく、その委員の方の御意見なんですが、森林法で抑制しているのは緑の固まりについて言っているのものであって、生物の多様性について求められたものではないのではないかという御意見が出て

おりました。そして、新たに神奈川県としては、この生物多様性という視点から何かしらのアプローチが開発に対してできるようになるのかというのが大まかな御意見だと思ってください。法令に基づく許認可や土地利用調整条例の手續に生物多様性を所管する自然環境保全課が関わっているのでしょうか。

自然環境保全課長

まず、法令に基づく許認可でございますけれども、こちらにつきましては各法令の所管課が法令の目的に沿って運用しておりまして、自然環境保全課は直接関わってございません。

一方、土地利用調整条例の手續でございますけれども、土地利用調整に基づき定められた審査指針がございまして、その中で自然環境に及ぼす影響等ということで、多様な生態系や良好な自然環境が存する場所は極力開発区域に含まないよう配慮するとともに、これらを含む場合は開発区域内で極力保全することといったことですか、一定割合以上の緑地を確保することなどが定められてございます。自然環境保全課につきましては、この部分の事前相談を条例の所管課であります土地水資源対策課から依頼されて実施してございます。

西村委員

土地利用調整条例に基づく手續において具体的にどのような対応をしているのでしょうか。

自然環境保全課長

開発事業者の方は、開発計画書を提出することになってございますけれども、その開発計画書を提出するに当たりまして、開発区域やその周辺の環境の現況を明らかにするとともに、事業者自ら検討した自然環境等への配慮事項を記載した環境現況・配慮概要書を添付することになってございます。自然環境保全課につきましては、この環境現況・配慮概要書に記載された内容が適切になるように指導してございます。特に希少種が存在する場合につきましては、その生物が保全されるように指導してございます。

また、先ほども若干申し上げましたけれども、土地利用調整条例に基づく審査指針の中には、一定割合以上の緑地を確保することという基準がございまして、そうした緑地が確実に確保されるように指導するとともに、確保された緑地の開発行為が終わった後も保全されるようにということで、みどりの協定という協定を結ぶように指導してございます。このみどりの協定につきましては、土地利用調整条例とは別途、自然環境保全課で定めたみどりの協定実施要綱に従いまして運用して締結を求めているものでございまして、一定割合以上の緑地を10年以上確保する協定を締結することとしているものでございます。

西村委員

今後、土地利用調整条例の手續において、生物多様性の保全の視点から対応していくことは考えていらっしゃるのでしょうか。

自然環境保全課長

これまでも主として希少種の保全ですとか、一定割合以上の緑地の確保などについて指導してまいりましたけれども、生物多様性計画を策定するのを機にこれまで以上に生物多様性保全の視点から対応していく必要があると考えてございます。そうしたことから、今後、希少種保全ですとか、一定割合以上の緑

地の確保の指導などについては継続して行ってまいりますけれども、生物多様性の保全は、希少種を保全すればいいというものではございません。そうしたことから、今後は地域の生態系全体を視野に入れまして、例えば生き物の生息群落として緑、緑地がつながりのある形で保全されるように指導するなど、緑地の配置などについても指導していきたいと考えております。

西村委員

希少種の保全を理由に開発を止めることはできるのでしょうか。

自然環境保全課長

自然環境保全課は、土地利用調整条例に基づく手続の中で一定の対応をしているところでございますけれども、土地利用調整条例自体が許認可に先立ちまして環境保全などの視点も含めて開発計画について調整して、より良い計画になるように県と事業者が協議をするという制度でございます。そうしたことから、自然環境保全につきましても、繰り返しになりますが、審査指針の中で多様な生態系や良好な自然環境が存する場所について、極力開発区域に含めないよう配慮するとともに、含む場合は開発区域内を極力保全することとするなど、事業者にも配慮を求める内容となっております。そういったことから希少種の保全を理由に開発を止めるということではなく、希少種の保全が必要な場合については事業者にも配慮を促していくといった対応になります。

西村委員

今、事業者の配慮という答えでございました。この配慮というものがどれほどの実効性を持つのかということが一つ疑問としてあります。そしてまた、希少種の保全となると専門性が高いと思われそうですが、事業者と県の職員との間でこういった調整は可能なのでしょうか。

自然環境保全課長

希少種につきましては、開発により生息地の一つが失われますと影響が大きいということからも慎重な対応が求められるという状況がございます。また、希少種と一言で言いましても、種によりまして配慮すべき事項も異なりますので、専門性がやはり求められます。そういったことから、希少種の保全につきましては、事業者に対しまして専門家の意見を聞くように働き掛けてございます。また、対応する自然環境保全課の職員も必ずしも希少種の保全について専門的な知識を持っているということではございませんので、必要に応じて県の試験研究機関ですとか、あるいは県市の博物館などにアドバイスを求めるということで対応してございます。

西村委員

確認ですが、配慮することを前提に許可が下りると認識していいんですか。

自然環境保全課長

私どもは、土地利用調整条例に基づく手続の中であくまでも事前相談という形でいろいろ配慮を求めたり、指導したりということでやってございます。そういった中でいろいろやり取りをいたしまして、最終的には、事業者の方が条例に基づく開発計画書を提出いたしまして知事に協議するという形になります。協議を受けました際には、条例の所管課であります土地水資源対策課が中心になりまして庁内の土地利用調整会議という会議を開催し、調整をいたしまして、

最終的に開発計画が適切であるかどうかを判断して結果をお返しするという事になってございます。そういった仕組みでございまして、その後、各法令の許認可がなされるという状況になってございますので、必ずしも結果がストレートに許認可に結び付く保証はないものと認識してございます。

西村委員

生物の多様性は、一度損なわれると回復をさせるのは難しいと承知をしております。先ほどお話をしたこの国土利用計画審議会でもやはり秦野のオオムラサキについて挙げられていらっしゃいました。

ただ、もう一方の意見としては地域の活性化も県民の皆様からすると熱い思いでありまして、土地利用の調整は今後も重要な課題になってくると思います。生物多様性という比較的新しい概念もしっかりと土地利用の調整の中で生かしていただきたいと思います。また、今回取りまとめていただくこれらの計画が盛り込まれていける体制を整えていただいて、より自然環境に配慮し、そしてまた県民のニーズに応えられるという、時には相矛盾することかもしれませんが、バランスをしっかりと取った進め方をよろしくお願い申し上げてこの質問を終わります。

続いて、食品廃棄物の転売問題について伺っていききたいと思います。

本年1月、愛知県の産業廃棄物処分業者が受託をした食品廃棄物を転売して、一部が食品として販売されたことから大きな社会問題となりました。この事案に関して全国一斉の立入検査など県の対応状況について何点か伺いたいと思います。

まずはじめに、確認となりますが、愛知県で発生した食品廃棄物の転売事案の概要を教えてください。

資源循環推進課長

本年1月13日に愛知県は、県内の産業廃棄物処分業者が、食品の製造業者でございます(株)壺番屋というところから受託を受けました食品廃棄物を転売したことが発表されました。これが発端でございます。

事案の概要は、この壺番屋が製造したビーフカツの不良品などを処分せずに卸売業者に食品として販売いたしまして、結果的に愛知県内等でのスーパーマーケットで販売されたということでございます。その後、この不正流通を行った卸売の、みのりフーズという会社の倉庫から、この壺番屋以外の食品廃棄物も見付かっている状況でございます。現在、詳しいところは警察で廃棄物処理法の違反等の捜査を行っていると同っております。

西村委員

今回の事案は、廃棄物処理法に照らして、転売を行った産業廃棄物処分業者はどういった違反になるのでしょうか。

資源循環推進課長

これまで報じられている内容や環境省の公表等から考えますと、産業廃棄物の管理票、これは排出業者が処理を委託した場合に適正な処理がなされているか流れを確認する管理票でございますけれども、これの虚偽記載に当たるのではないかと考えております。具体的な違反といたしましては、この産業廃棄物処分業者が受託した産業廃棄物を処分せずに横流ししたにもかかわらず、全量

処分したという旨記載して排出元の壺番屋に返したという虚偽記載でございます。

西村委員

さて、県内にはどのくらい食品廃棄物を取り扱う産業廃棄物処分業者があるんでしょうか。また、産業廃棄物処分業者ではどういった処理を行っているんでしょうか。

資源循環推進課長

県内では、食品廃棄物を取り扱う産業廃棄物処分業者は、廃棄物処理法の政令市でございます横浜、川崎など4市の地域を含めまして40業者、施設数では42施設ございます。このうち県の方が所管しているものは16業者で17施設となっております。処分の方法といたしましては、主に焼却、堆肥化、飼料化などが行われております。

西村委員

県は、産業廃棄物処分業者への立入検査を行い、食品としての転売は確認されなかったことと承知をしておりますが、どのように確認をされましたか。

資源循環推進課長

県では、各地域県政総合センターが、まずは聞き取りによりましてどこから、どういった性状の廃棄物を受け入れてどう処理しているのか。さらに、処理後の残さ物があれば、それをどう処理しているか。改めてこういった事業内容を詳しく聞き、確認しております。

次に、食品として転売できる可能性のある廃棄物の取扱いがあるかないかにつきまして、現場に行きまして、廃棄物の保管あるいはその後の処分が行われておりますので、そういった状況から確認したところでございます。さらに、転売できる可能性がある食品廃棄物を扱う処分業者に対しましては契約書、先ほどのマニフェスト、更には会計帳簿等も含めて確認いたしまして不正がないことを確認したところでございます。

西村委員

立入検査のときの処分業者側の反応というものはどういうものだったんでしょうか。

資源循環推進課長

県の立入検査に対しまして、既にテレビ、新聞等でこの問題が大きく報じられたということがございまして、いずれの処分業者も非常に関心が高く、いずれも立入検査には協力的だったということでございます。

具体的な反応といたしましては、もともと例えばコーヒーかすのようなものしか扱っていないところでは、自社として転売問題というのは生じないといった認識であったり、また逆に排出事業者からこの問題を踏まえて現地確認が多くなってきたとかで多少困惑したりしているといったこととか、あとは逆に、排出事業者側の過失が問われないということも疑問に感じるなどといった反応がございました。

西村委員

政令市を含めた県内全域や、あるいは全国での立入検査の結果はどのようなものだったんでしょうか。

資源循環推進課長

県内では、政令4市を含めた全域で先ほどの数の部分についての転売は確認されておりません。また、全国では、環境省の方が2月15日に公表しておりますけれども、全国の1,798施設に立入検査が行われたということでございますけれども、先ほど問題になった愛知県の業者を除きまして転売は確認されておりません。

西村委員

今、2月15日とおっしゃいましたが、たしか2月16日に環境省が再発防止策を取りまとめたと思っています。もうそれは取りまとめられて、新たな再発防止策について通知が来ているのでしょうか。

資源循環推進課長

環境省では、今、検討しておりまして、大体中身は聞いておりますけれども、まだ正式な通知は来ておりません。

西村委員

また、その翌日の2月17日には、全国産業廃棄物連合会も再発防止策を独自に考えたと同っているんですが、こういったものと県との連動はあるのでしょうか。

資源循環推進課長

私どもといたしましては、産業廃棄物処理業界を指導するという立場でございまして、連合会の動きもいろいろ情報を集めているところでございますけれども、神奈川県産業廃棄物協会に対して再発防止については連携し、通知も行ってございまして、今後とも連携していきたいと考えております。

西村委員

どうやらおおむねその他の事業者の方々は協力的で、これを機によりクリアにしていきたいという思いが強いという所感を受けております。

食の安全を守るためといえ、食品の流通を所管する保健福祉局との連携が必要と思いますが、どのように対応していかれるのでしょうか。

資源循環推進課長

今回、この食の安全の観点から、食品製造業者あるいは業界団体への周知指導を行ってございまして、やはり保健福祉局との共同の取組が重要だということで、この事案が発生した初期の段階から、保健福祉局に連携した対応をお願いしているところでございます。当課から、それでいろいろと県の食品衛生協会に産業廃棄物の適正処理の周知についても協力するお願いをしているところでございます。

また、先ほどありましたように、今、国の再発防止策について関係省庁との連携の下で検討が進んでいるということでございますので、こういった国の動きも踏まえまして、県内で類似事案が発生することがないように、この食品製造業者とか、あるいは関係業界団体に対しまして保健福祉局と情報共有を図りながら周知、指導を行ってまいりたいと考えております。

西村委員

今、ここまで調査その他をやっていたいただいた経過を伺って、今回起こったこの事件は、本当に同じ業界の方々が腹立たしく思う悪質なものだったというこ

とを改めて実感いたしました。とはいうものの、やはり体の中に入れる食品のことでございますので、今後もしっかりと連携を取って取締りの強化その他を図っていただきますよう要望いたします。

関連して、同じく食品に関わることを伺わせていただきたいと思います。

我が国では、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが相当な量発生しております、食料の多くを輸入に頼っている日本の現状を考えると、大きな問題であると考えます。

そこで、食品ロスについて何点か確認をさせていただきたいと思いますが、食品ロスはどのようなところから、どのくらいの量が発生しているのか教えてください。

農政課長

食品廃棄物につきましては、食品関連事業者と一般家庭からの発生がございます。国の平成24年度の推計によりますと、食品製造業や外食産業など食品関連事業者から発生する1,916万トンの廃棄物のうち約85%が飼料化、肥料化、熱回収などでリサイクルされているという状況でございます。食品関連事業者のうちリサイクル率が低いのが外食産業でございます、そのリサイクル率は約24%となっております。外食産業での廃棄物発生の要因としましては、宿泊施設での食事、結婚披露宴での食べ残しが多い状況でございます。これら食品関連事業者から排出される1,916万トンの廃棄物のうち、御質問のありました食べることが可能と考えられる食品ロスについては、約331万トンと推計されてございます。

一方、一般家庭から発生する食品廃棄物は885万トンと推計されてございますが、そのほとんどが焼却、埋め立てされている状況でございます。その885万トンのうち食べることが可能と考えられる食品ロスにつきましては約312万トンと推計されてございます。

なお、家庭から排出されます生ゴミのうちその約4割を食品ロスが占めておりまして、その内容は手つかず食料品と食べ残しとなっている状況でございます。

西村委員

今、大変な食品ロスの問題があることが判明しました。総額で言うと、国連が食料援助量として送っている2倍の数が食品ロスとして発生している。また、焼却処分しているということは、これは地球温暖化対策にも関係する問題ではないかと思えます。これからオリンピック・パラリンピックに向けて世界から神奈川を訪れる人々に食品ロス、リサイクルの取組を紹介できるようにしていただきたい。たしか平成20年のアフリカ開発会議のときにはマー大使がお見えになって、そのときには一斉に横浜のホテルでも食品ロスの問題を取り上げましたが、もう下火になってしまいました。

しかし、これからまた世界的なイベントがある中、日本におけるこの食品ロスの問題は、本当に異常な数値であると思えますので、これからも民間その他と連携をして取り組んでいただきますよう要望いたしまして私の質問を終わります。